

表 政令月収と家賃算定基礎額（公営住宅法施行令第2条第2項）

収入分位		政令月収	家賃負担率	家賃算定基礎額 (円)
I	0～10%	104,000 円以下の場合	15.0%	34,400
II	10～15%	104,000 円を超え、123,000 円以下の場合	15.5%	39,700
III	15～20%	123,000 円を超え、139,000 円以下の場合	16.0%	45,400
IV	20～25%	139,000 円を超え、158,000 円以下の場合	16.5%	51,200
V	25～32.5%	158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	17.0%	58,500
VI	32.5～40%	186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	17.5%	67,500
VII	40～50%	214,000 円を超え、259,000 円以下の場合	18.0%	79,000
VIII	50%～	259,000 円を超える場合		91,100